

税控除の手続き方法

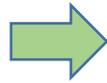
ふるさと納税による税の控除を受けるには、2つの方法があります。

■ その1 確定申告を行う場合

所得税の寄附金控除及び住民税の双方の寄附金税額控除の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に寄附金採納証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

また、寄附金税額控除の控除対象寄附金として適用を受けようとする場合は、お住まいの市区町村へ（所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

寄附金採納証明書を添付し、お住まいの地域を管轄する税務署へ確定申告を行う

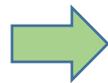


- ・ふるさと納税をした年の所得税から控除
- ・ふるさと納税をした翌年に課される個人住民税から控除

■ その2 ふるさと納税ワンストップ特例を申請する場合

所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、申請書（正本）に、記名及び押印のうえ、ふるさと納税先の地方団体（市町村）へ申請する必要があります。

ふるさと納税ワンストップ特例申請書（道府県民税・市町村民税 寄附金税額控除申告書）をふるさと納税先の地方自治体に提出する



- ・ふるさと納税をした翌年に課される個人住民税から所得税控除分を合わせて控除